

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所」（以下「パートナー事業所」という。）の登録手続き等について定める。

(事業所の登録)

- 第2 パートナー事業所の登録（以下「パートナー登録」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「動物愛護管理法」という。）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた事業所（以下「動物取扱業事業所」という。）及び獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する飼育動物診療施設の届出を行っている施設（以下「動物病院」という。）ごとに行う。
- 2 申請者が複数の動物取扱業事業所又は動物病院を営んでいる場合に、パートナー事業所又は、パートナー登録申請をしていない動物取扱業事業所・動物病院において関係法令の遵守違反を認めたときは、県はその改善を確認しなければパートナー登録は行わない。
 - 3 第一種動物取扱業の登録がある動物病院は、本制度においては動物取扱業事業所の登録基準により登録する。
 - 4 パートナー事業所の登録対象は、当事業の趣旨に照らし、一般飼い主を顧客に持ち、動物の適正飼養等について周知啓発を行える事業所とする。

(登録基準)

第3 パートナー事業所として登録する動物取扱業事業所及び動物病院（以下「事業所」という。）は、次の区分ごとに、全ての基準を満たすものとする。

(1) 犬猫の販売を行う事業所

- ア 犬猫を販売する際は、飼い主に対して以下の項目を、「ずっとといっしょ誓約書（参考様式1）」等により誓約を交わした上で販売すること。
 - (ア) 飼養可能な住宅に住居していること
 - (イ) 終生飼養すること
 - (ウ) 万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと
- イ 犬猫の販売前に、飼い主に対して、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目（別紙1）」に記載する事項の説明を十分に行うこと。
- ウ 群馬県（以下「県」という。）の依頼に基づき、犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進（以下「適正飼養の普及等」という。）に関する以下の事項について、1つ以上実施すること。
 - (ア) 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導する
 - (イ) 適正飼養の普及等に関するチラシ等を事業所に設置する

- (ウ) 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布する
 - (エ) 県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年1回以上掲載する
 - エ 「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証（様式2）」（以下、「パートナー証」という。）及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客から見やすい場所に掲示すること。
 - オ 犬猫へのマイクロチップ装着及びその登録について、法令に基づいて取り扱うとともに、顧客への分かりやすい説明等、普及のための周知を行うこと。
 - カ 申請者及び事業所は、狂犬病予防法、動物愛護管理法、群馬県動物の愛護及び管理条例（以下「条例」という。前橋市又は高崎市に所在する事業所の場合は、それぞれ前橋市又は高崎市の同条例に読み替えることとする。）及びその他関係法令を遵守していること。
- (2) (1) 以外の事業所
- ア 県が依頼する、適正飼養の普及等に関する以下の事項について、1つ以上実施すること。
 - (ア) 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導する
 - (イ) 適正飼養の普及等に関するチラシ等を事業所に設置する
 - (ウ) 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布する
 - (エ) 県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年1回以上掲載する
 - イ パートナー証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客から見やすい場所に掲示すること。
 - ウ 申請者及び事業所は、狂犬病予防法、動物愛護管理法、条例、獣医療法及びその他関係法令を遵守していること。

(登録期間)

- 第4 パートナー事業所の登録期間は、パートナー登録の日から、動物取扱業事業所においては、動物愛護管理条例第10条に基づく第一種動物取扱業の登録の有効期間の満了の日まで、動物病院においては、5年間とする。
- 2 第一種動物取扱業の登録を複数受けている事業所においては、販売業の登録を受けている場合はその有効期間の満了の日まで、販売業の登録を受けていない場合は、最も長い有効期間の満了の日までとする。

(登録費用)

- 第5 本制度の登録費用は無料とする。

(新規登録)

- 第6 パートナー事業所の登録を希望する事業所は、知事に「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書（様式1）」（以下「登録申請書」という。）を提出する。

- 2 知事は、登録申請書を受理したときは、必要に応じて事業所の現地確認を行う。
- 3 知事は、申請のあった事業所が登録基準を満たすときは、パートナー事業所として登録し、パートナー証を交付する。
- 4 知事は、登録基準を満たさないときは、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所否登録決定通知書（様式3）」（以下「否登録決定通知書」という。）により通知する。

（登録更新）

第7 登録期間満了後も、登録の継続を希望する事業所は、登録期間末日の30日前までに、知事に「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録更新申請書（様式4）」（以下「更新申請書」という。）を提出する。

- 2 知事は、更新申請書を受理したときは、必要に応じて事業所の現地確認を行う。
- 3 知事は、更新申請のあった事業所が登録基準を満たすときは、パートナー事業所の登録を更新し、新たにパートナー証を交付する。
- 4 知事は、登録基準を満たさないときは、否登録決定通知書により通知する。

（登録事項の変更）

第8 パートナー事業所は、申請者の氏名、申請者の住所、事業所名、事業所の所在地、電話番号、メールアドレス、第3（1）エ及び同（2）アの実施内容、実施に必要な情報、犬猫販売時に使用する資料に変更が生じた場合、知事に「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録変更届（様式5）」を提出する。

- 2 知事は、事業所名に変更があったときは、パートナー証を再交付する。

（パートナー証の再交付）

第9 パートナー事業所は、パートナー証を紛失又は毀損したときは、知事に「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証再交付申請書（様式6）」（以下「再交付申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 知事は、再交付申請書を受理したときは、パートナー証を再交付する。

（登録の辞退）

第10 パートナー事業所は、パートナー登録の辞退を希望するとき、登録基準を満たさなくなったとき、動物愛護管理法第16条又は獣医療法第3条に基づく廃業等の届出を行ったときは、速やかに知事に「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録辞退届（様式7）」を提出するとともに、パートナー証を返却しなければならない。

（パートナー登録の取消し）

第11 知事は、パートナー事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、パートナー登録を取り消すことができる。

- （1）登録基準その他この要領に定める事項を遵守していないと知事が認めるとき
- （2）動物愛護管理法第16条又は獣医療法第3条に基づく廃業等の届出を行ったとき

- (3) パートナー事業所の関係者が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものであると判明したとき
 - (4) 法令及び公序良俗に反する行為を行う者であると知事が認めるとき
 - (5) その他県の信用又は品位を害する行為を行う者であると知事が認めるとき
- 2 知事は、パートナー登録を取り消したときは、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録取消通知書（様式8）」により通知するものとする。
- 3 登録の取消しを通知された事業所は、速やかにパートナー証を返却しなければならない。

(調査)

第12 知事は、第3に規定する事項について、パートナー事業所の実施状況を調査することができる。

(管理等)

第13 知事は、パートナー事業所について、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録台帳（様式9）」を作成し、管理する。

(記録の保存)

第14 パートナー事業所は、第3に定める登録基準を実施していることを証する書類等を5年間保存しなければならない。

(周知啓発)

第15 知事は、パートナー事業所の情報について、希望により群馬県ホームページで公開するほか、本制度について周知啓発を行う。

(ロゴマークの利用)

第16 パートナー事業所は、本制度のロゴマークを利用することができる。利用許諾に関する手続きは、ぐんま犬猫パートナーシップ制度ロゴマークの利用に関する取扱要領において定める。

附則

この要領は、令和2年9月18日から施行する。

この要領は、令和5年2月27日から施行する。

この要領は、令和7年12月8日から施行する。